INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 63 2009年01月06日

中国特許法改正について(続き)

今般、国家知識産権局のホームページに、2008年12月27日に行われた第11回全国人民代表大会の第六回審議にて採択された中国特許改正法(2009年10月1日より施行、以下「改正法」という。)のニュースが掲載されました。

その改正要点を次の通り、ご案内申し上げます。

記

1. 特許法制定の目的に係る条文の文言の修正(改正法第1条)。
2. 現行法施行細則に定める発明、考案、意匠に係る定義の本法への規定(同第2条第2乃至4項)。
3. 不法入手及び違法利用の遺伝資源による発明の特許出願を不特許とする規定の追加(同第5条第2項)。
4. 特許及び実用新案の二重出願に対する審査実務に基づく取扱いに係る規定の追加(同第9条第1項)。
5. 内国人名義の出願権又は特許権の外国人への譲渡は関係法令及び行政法規に基づき行うこととする文言への修正(同第10条第2項)。
6. 意匠権の範囲に販売申出を含むに拡大(同第11条第2項)。
7. 実施許諾に係る契約書類名の修正(同第12条)。
8. 私有企業又は個人の発明特許における公益的実施許諾が国の規定に準ずる条文の削除(現行法第14条第2項)。
9. 共同名義特許権(実用新案権・意匠権)における共有者による単独実施許諾に係る規定の追加(改正法第15条)。
10. 特許表示権及び発明者掲載権に係る規定の併合(同第17条)。
11. 外国人名義出願における中国特許代理人として国務院特許行政部門の許可した涉外特許代理事務所を指定する制限の解除(同第19条第1項)。
12. 国内で生まれた発明の第一次出願国を中国とする制限の解除(同第20条第1項及び第4項)。
但し、第一次出願国を外国とする場合は、事前に国務院特許行政部門による秘密審査を受けることを条件とし、これに違反する場合は対応の中国出願を不特許とする。
13. 特許行政部門の責務事項(特許情報の発信など、特許公報の定期的出版)の追加(同第21条第2項)。
14. 発明・考案の特許要件への絶対新規性の導入(同第22条第2項及び第5項)。
15. 意匠の登録要件への絶対新規性の導入(同第23条)。

16. 主に標識効果を有する平面印刷物品に係る意匠の不登録事由の追加（同第25条第1項第6号）。
17. 遺伝資源によって完成される発明の出願書類における遺伝資源の出所を記載する規定の追加（同第26条第5項）。
18. 意匠の簡単な説明を意匠出願の必要書類として提出することの義務付け（同第27条）。
19. 複数の類似意匠を1出願とするマルチ意匠出願制度の導入（同第31条第2項）。
20. 特許権（実用新案権・意匠権）無効宣告の効力に係る条文の文言の修正（同第47条第2項及び第3項）。
21. 不実施などの事由による特許（実用新案）の強制実施権制度の導入（同第48条）。
つまり、権利付与日から3年以内、且つ出願日から4年以内に正当な理由なく、実施しない又は十分に実施していないとき、又は特許権者（実用新案権者）による権利行使の行為が法により独占行為と認定された場合は、請求に基づき強制許諾を与えることができる。
22. 国際条約に規定する国家又は地域における公共健康を目的とする強制実施権の規定の追加（同第50条）。
23. 半導体技術の発明創造に係る強制実施許諾の条件の追加（同第52条）。
つまり、その実施は公益を目的とする場合及び改正法第48条第2号に定める独占行為に該当する場合である。
24. 改正法第48条第2号及び第50条に定める強制実施許諾に係る実施は国内市場に供するために限定する規定の追加（同第53条）。
25. 改正法第48条第1号に定める不実施による又は改正法第51に定める利用関係発明に係る強制実施権の請求人による証拠提出の義務化（同第54条）。
26. 改正法第50条の強制実施許諾に係る実施料の準拠規定の追加（同第57条）。
27. 特許権（実用新案権・意匠権）の保護範囲の解釈に係る条文の文言の修正（同第59条）。
28. 侵害紛争が実用新案又は意匠の場合における技術評価書の提出を実用新案権者（意匠権者）以外の利害関係人に要求できる文言の追加（同第61条第2項）
29. 権利侵害訴訟における被告（侵害人）による実施技術又は意匠が従来のものに該当する証明の提出を無効審判請求の代わりとして認める規定の追加（同第62条）。
30. 特許表示の虚偽並びに特許製品・方法の虚偽に対する罰金の引上げ（同第63条）。
罰金の額を違法所得の3倍以下から4倍以下に、違法所得がない場合の罰金を5万元以下から20万元以下に変更する。
31. （政府）特許事務管理部門の権限に係る規定の追加（同第64条）。
つまり、取得した証拠に基づく当事者への尋問、当事者の違法行為の場所における現場検査、違法行為に係る契約・帳簿等の資料に対する調査閲覧と複製、違法行為に係る製品に対する検査、特許製品の虚偽を証明できる証拠に基づく差押えを行うことができる。
32. 侵害行為の差し止めに要した合理な費用を権利侵害の賠償額に加算する規定、権利者の損失、侵害者の所得利益及び実施料の算定が困難な場合における人民法院の決定による1万元以上100万元以下の賠償額算定に係る規定の追加（同第65条）。
33. 仮処分の処理に準用する民事訴訟法の条項号の引用からそれらの準用条項の内容の引用への修正（同第66条）。
34. 証拠保全規定の追加（同第67条）。
35. 並行輸入を非侵害行為とする条項、及び行政審査に必要な情報を提供することを目的とする特許薬品又は特許医療機器の製造・使用・輸入を非侵害行為とする条項の追加（同第69条）。
36. 合法的な出所を証明できる非侵害行為に該当する製品の実施行為における販売申出の追加（同第70条）。

以上